

平成29年度 評価申請大学説明会



一般社団法人

薬学教育評価機構

2016年1月18日・22日・25日

学校教育法

第87条

- 2 医学を履修する課程、歯学を履修する課程、
薬学を履修する課程のうち臨床に係る実践的な
能力を培うことを主たる目的とするもの、または
獣医学を履修する課程については、前項本文の
規定にかかわらず、その修業年限は、6年とする。

薬学教育の改善・充実について(報告)要旨

中央教育審議会大学分科会(第30回)H15.12.18

1: 薬学教育の修業年限について

学部段階の修業年限を4年から**6年に延長**
現行の4年間の学部・学科の存置も認める

2: 設置基準等について

6年制学部

卒業要件は**186単位以上**。早期卒業は不可。

専任教員数は、教養教育、専門教育及び実務実習の充実を考慮した増員が必要。

学位は「**学士(薬学)**」。なお4年制学部卒業者には「**学士(薬科学)**」等。

6年制学部を基礎とする大学院

博士課程のみ。標準修業年限4年以上。学位は「**博士(薬学)**」。

6年制学部卒業者と同等以上の学力がある者、また「**飛び入学**」も可。

3: その他

実務実習の延長に伴う実務実習受け入れ・指導体制の整備。

共用試験の実施。

第三者評価のシステムの整備。

中央教育審議会・大学分科会 答申

平成16年2月(2004年2月)

6年制の薬学部、学科において、
修業年限の延長の趣旨を踏まえ、
人の命を預かる医療人としての
薬剤師の養成のための

質の高い教育が行われていることを
社会に対して保証するためには、

薬科大学・薬学部関係者自らが中心となって、
教育の質を検証し、適正な評価を行うための体制を
早急に整備することが必要である。

組織体制構築にあたり留意した事項

- **評価組織の独立性**

評価決定機関の総会、理事会からの分離

- **評価の第三者性**

第三者性の高い構成員の評価関連委員会への参画

- **組織運営の透明性**

評価事業基本規則など運営に関する規則の制定と公開

教育機関の認証評価ではない(機関別評価)

74薬科大学・薬学部、2専門職能団体、薬学会が協力して設立した第三者機関(薬学教育評価機構)が**自主的**に行う専門教育プログラムの認定評価(**専門分野別評価**)である。



ピア・レビューが主体

評価の目的および基本方針(1)

- 1) 機構が定める「薬学教育評価 **評価基準**」(以下、「評価基準」)への**適合認定**を行い、各大学における薬学教育プログラムの**質を保証**します。

(基本方針)

- ①「評価基準」に基づいた各大学の「**自己点検・評価書**」に対する第三者評価を実施します。
- ②教育研究活動等に対する**ピア・レビュー**を中心とする評価を実施します。

* “ピア”:大学の教育研究活動等に関し見識を有する者

評価の目的および基本方針(2)

2) 評価の結果を各大学にフィードバックし、各大学の薬学教育プログラムの**改善を促進**します。

(基本方針)

- ①各大学の薬学教育プログラムの改善点を明確にします。
- ②各大学の理念や個性を尊重し、特色を踏まえて評価します。

評価の目的および基本方針(3)

- 3) 評価結果を基に各大学の薬学教育プログラムの質を社会に示し、**広く国民の理解と支持が得られるよう支援**します。

(基本方針)

- ① **大学以外の有識者を委員**に配して評価を実施し、結果を広く社会に公表します。
- ② 評価のプロセスを明確にし、評価を受けた大学からの**意見申立ての機会**を設けます。
- ③ 大学や社会等の意見を踏まえ、**常に評価システムの改善と進化**を図ります。

大学

自己評価

自己点検・評価書
意見申し立て
異議申し立て

質の向上

第三者評価

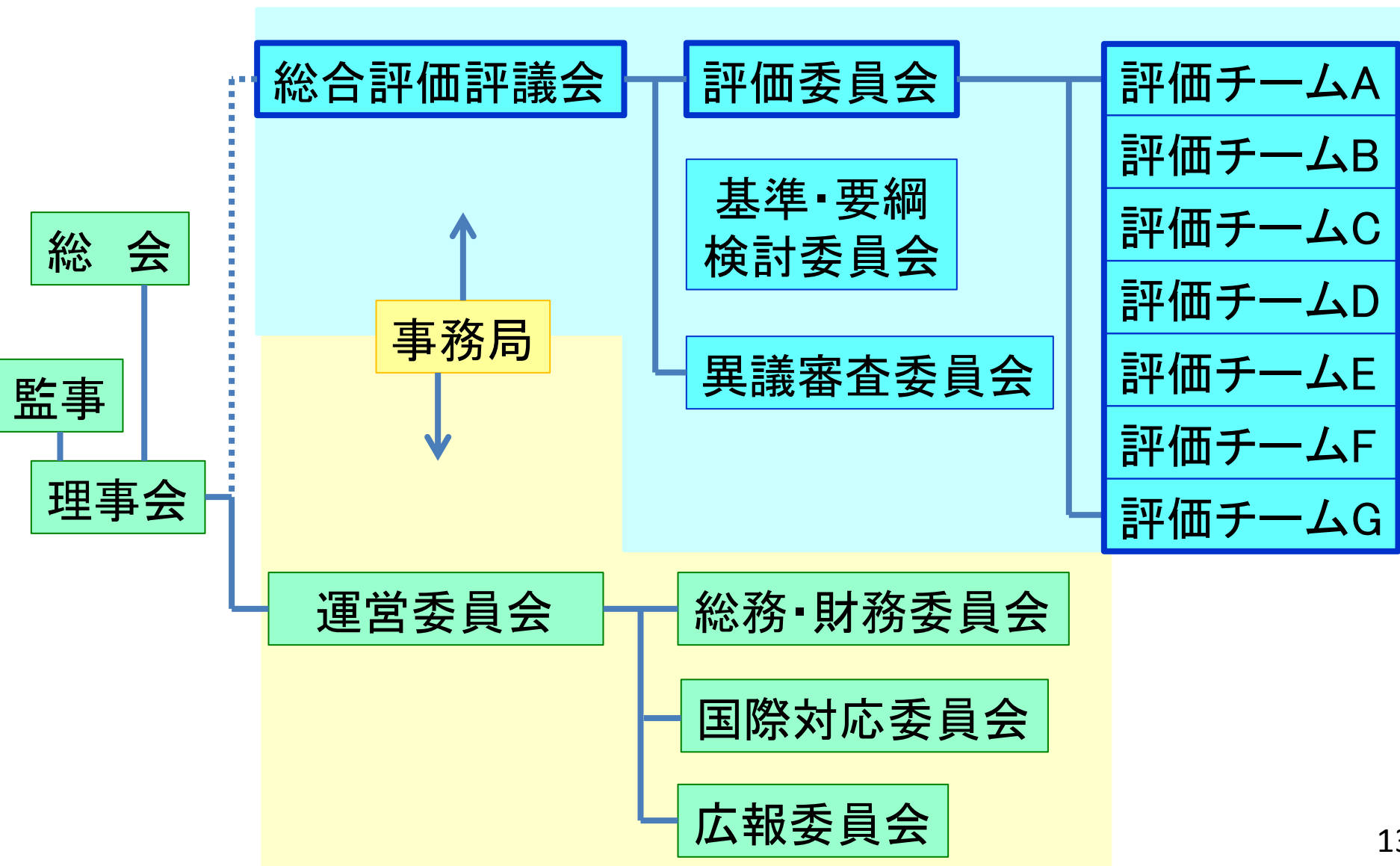
書面調査
訪問調査

評価機構

質の保証

社会

評価の実施体制



評価チーム編成

評価実施員：大学教員（主査）

評価実施員：大学教員（副査）

評価実施員：大学教員

評価実施員：大学教員

評価実施員：実務家（医療現場の薬剤師）

5名／チーム

- * 大学教員4名には、原則として国公立大学の教員を必ず含む。
- * 実務家は、日本薬剤師会あるいは日本病院薬剤師会の
就業薬剤師

薬学教育プログラムの評価に関わる規則

評価事業基本規則 P219

3条3項 評価事業である薬学教育プログラムの評価は、総合評価評議会において策定する「薬学教育評価 評価基準」、「薬学教育評価 実施要綱」および「薬学教育評価 実施規則」に基づき実施される。

薬学教育評価	評価基準	P189
薬学教育評価	実施要綱	P1
薬学教育評価	実施規則	P229

評価基準

P189～207

大項目	中項目	『基準』数		『観点』数
教育研究上の目的	1 教育研究上の目的	1	1	5
薬学教育カリキュラム	2 カリキュラム編成	2	25	7
	3 医療人教育の基本的内容	8		25
	4 薬学専門教育の内容	4		9
	5 実務実習	9		29
	6 問題解決能力の醸成のための教育	2		9
学生	7 学生の受入	3	17	8
	8 成績評価・進級・学士課程修了認定	6		17
	9 学生の支援	8		20
教員組織・職員組織	10 教員組織・職員組織	8	8	24
学習環境	11 学習環境	2	2	8
外部対応	12 社会との連携	2	2	8
点検	13 自己点検・評価	2	2	7
		(合計数)		57
				176

評価基準の階層構造

中項目



評価の基準 (スタンダード)



観点の積み上げ

観点には、基準の細則、例示

観点 (ガイドライン)

第三者評価の概略

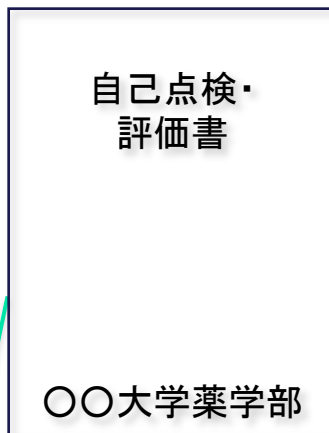
評価機構

評価基準の提示



大学

評価基準に照らして
自大学の自己点検・
評価書を作成

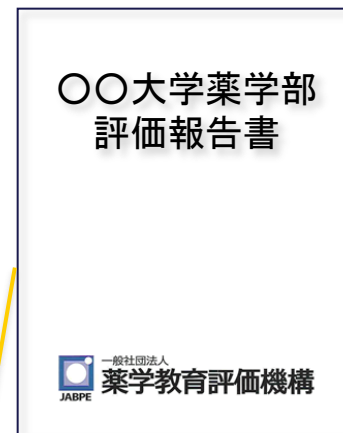


根拠資料
(エビデンス)

- ・ シラバス
- ・ 授業の資料
- ・ 試験問題と結果
など

評価機構

自己点検・評価書
の妥当性を第三者
として評価し、公表



・根拠資料
(エビデンス)
・訪問調査

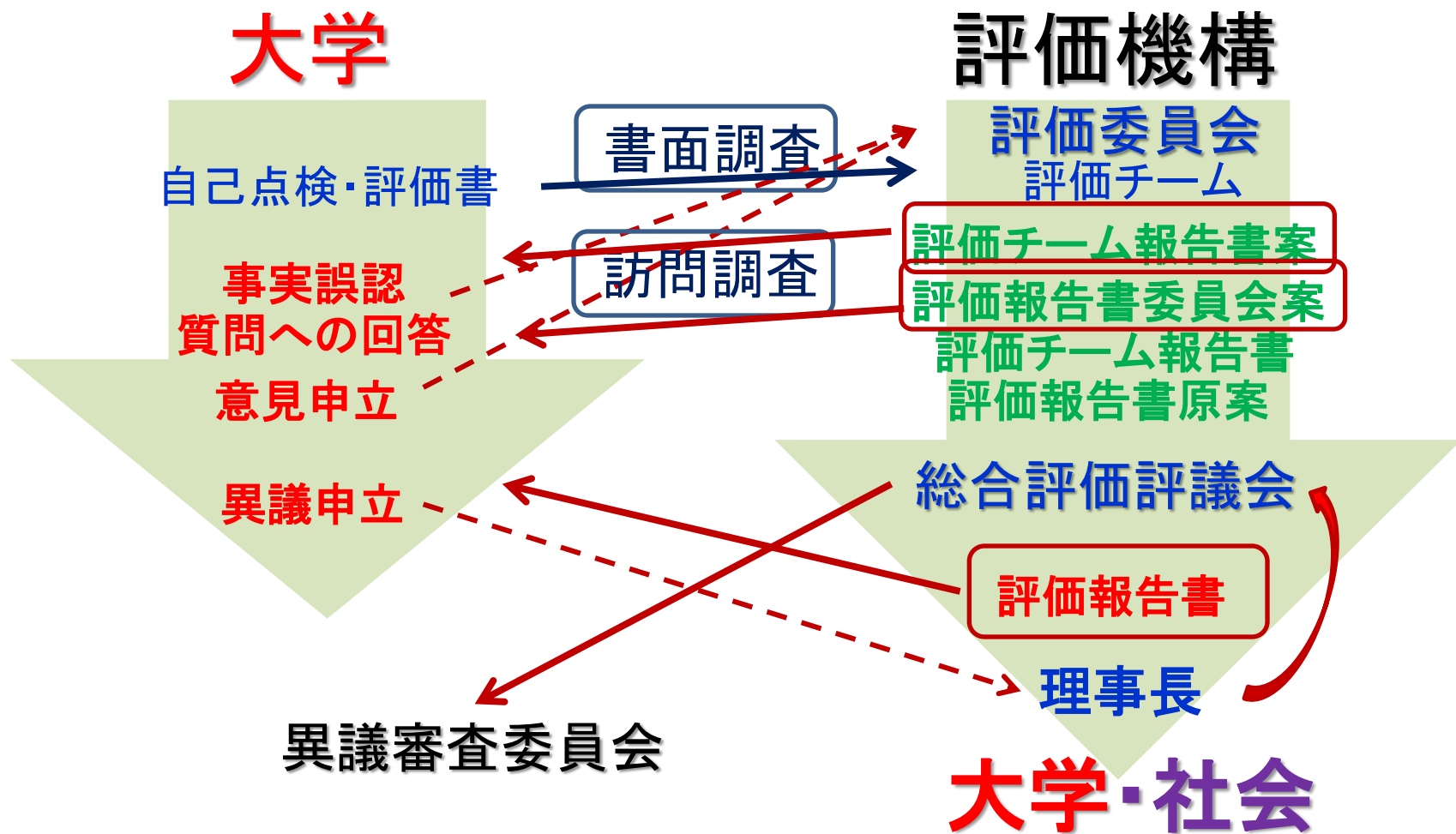
教育研究上の目的

医療人教育の基本的内容

- ・ ヒューマニズム教育・医療倫理教育
- ・ 教養教育・語学教育
- ・ 医療安全教育など
- ・
- ・
- ・

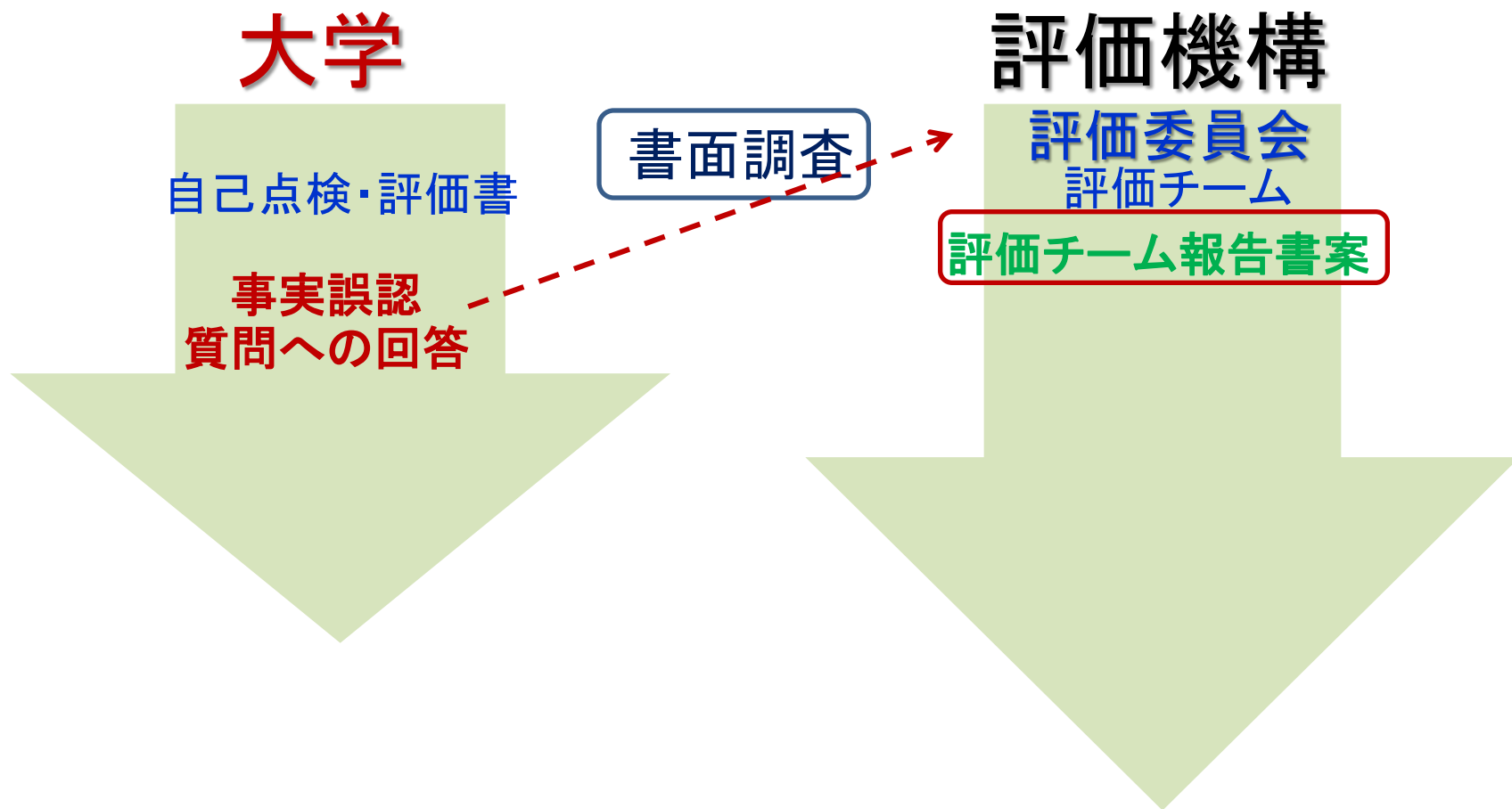
機構による評価のプロセス

- 1 大学による自己点検・評価
- 2 機構による第三者評価



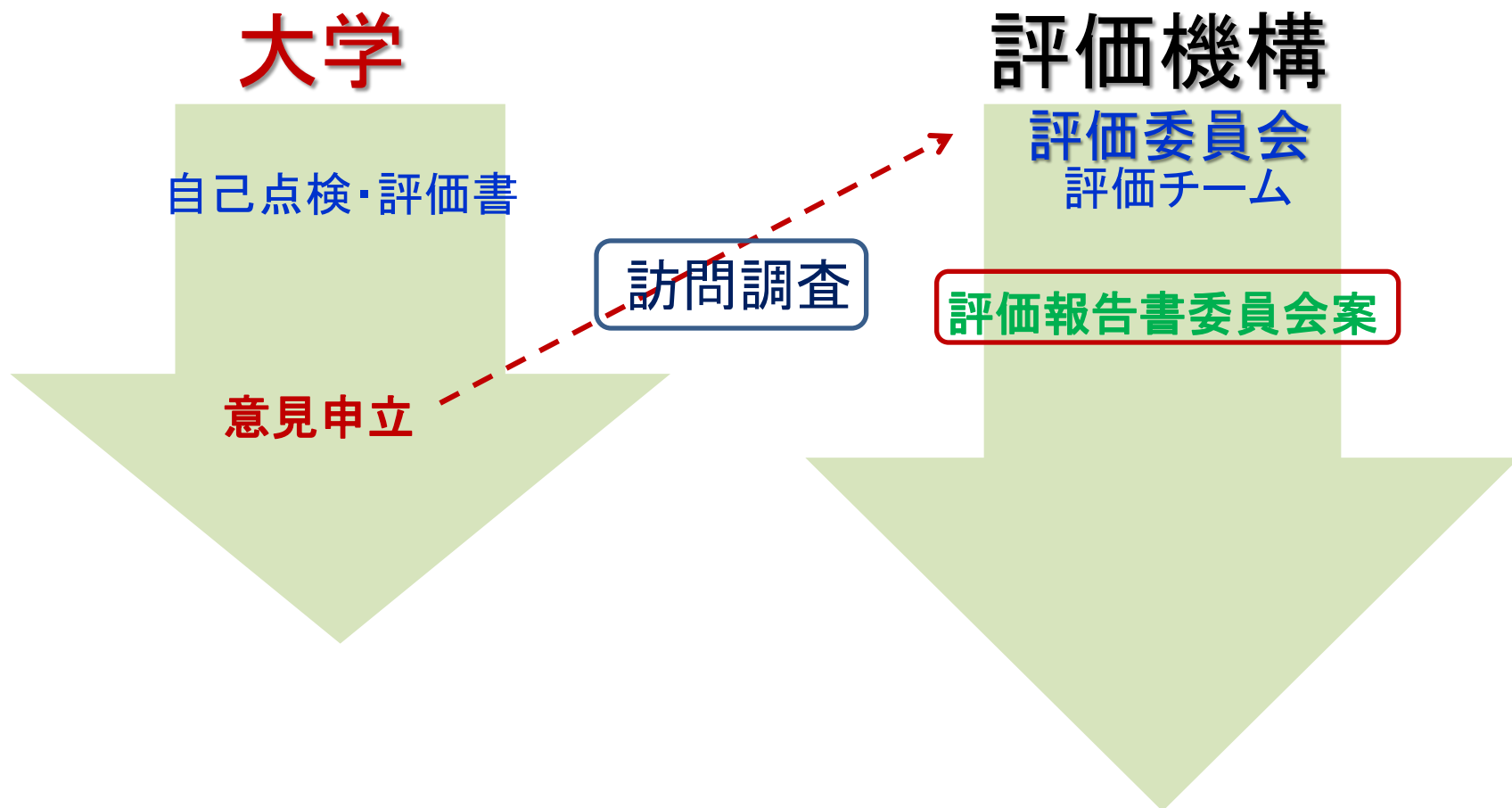
機構による評価のプロセス

- 1 大学による自己点検・評価
- 2 機構による第三者評価



機構による評価のプロセス

- 1 大学による自己点検・評価
- 2 機構による第三者評価



機構による評価のプロセス

- 1 大学による自己点検・評価
- 2 機構による第三者評価

大学

自己点検・評価書

評価機構

評価委員会
評価チーム

評価チーム報告書
評価報告書原案

総合評価評議会

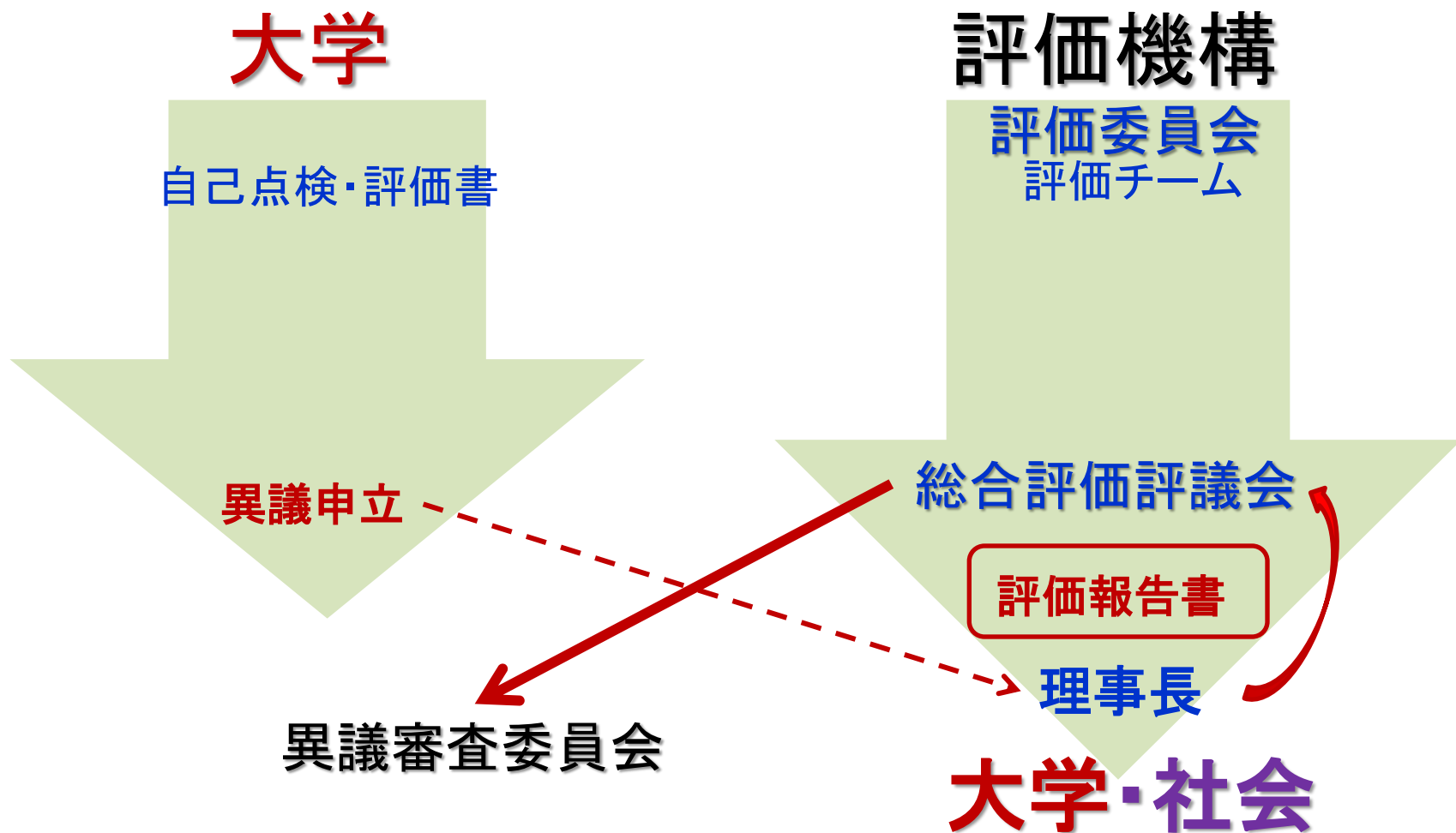
評価報告書

理事長

大学・社会

機構による評価のプロセス

- 1 大学による自己点検・評価
- 2 機構による第三者評価



「評価チーム報告書案」・質問事項(大学に送付)

P175

確認

事実誤認、事実に基づかない
主観的評価
提出後の変更等の確認



質問に対し大学は訪問調査前に回答
P130~138

訪問調査

評価チーム報告書



評価委員会

評価報告書(委員会案)(大学に送付)

P181

意見申立

P144



評価委員会

評価報告書原案



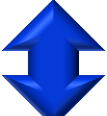
総合評価評議会

評価報告書(大学に送付)

P181

異議申立

P149



異議審査委員会

大学

薬学教育評価ハンドブック

平成28年度版

薬学教育評価機構が実施する6年制薬学教育プログラムの評価に対して、評価を申請する大学および評価に関わる評価者が、それぞれの**実務において留意すべき事項**を冊子にまとめたものです。

< 評価の手引き >

— 評価申請大学を対象にした手引き —

- スケジュールの概要 P17
- 評価の申請手続き P20
- 書面調査への対応 P22
 - 「自己点検・評価書」等の作成方法
 - 「観点チェックシート」の利用 P22 (P157)
- 「評価チーム報告書案」への対応の仕方 P26
- 訪問調査への対応 P27
- 「評価報告書(委員会案)」への意見申立 P30

観点チェックシートの利用

P157～171

教育プログラムの[現状]を確認するとき、『基準』の下にある全ての『観点』に触れているかを「**観点チェックシート(大学用)**」を使用して、チェックしてください。

観点の分類

- ◎: 各学部・学科において、定められた内容が満たされていることが求められるもの。
「～であること」、「～されていること」等
- : 各学部・学科において、少なくとも、定められた内容に関わる措置を講じていることが求められるもの。
「～に努めていること」等
- △: 各学部・学科において、定められた内容が実施されていれば、評価において、「優れている」と判断されるもの。
「～が望ましい」等

<様式>

- 様式1 薬学教育評価申請書…………… P53
- 様式2 提出書類一覧表…………… P54
- 様式3 自己点検・評価書…………… P55～103
- 様式4 基礎資料1～15…………… P104～129
- 様式5 評価チーム報告書案に対する…………… P130～138
確認および質問事項への回答
- 様式6～9 訪問調査に関する書類 …… P139～143
- 様式10 意見申立書…………… P144
- 様式15 評価基準チェックシート…………… P157～174
- 様式16、17 評価報告書類 …… P175～185

機構のHPからダウンロードできます。

<資料>

- 1 **評価基準** P189 ~ 207
- 2 シラバス作成についての提案 P208
- 3 申請大学選定方法 P209,210
- 4 試験問題・答案および
成績記録の取り扱いについて P211
- 5 守秘義務に関する規則 P212~213
- 6 倫理規則 P214
- 7 個人情報保護に関する規則 P215~217
- 8 評価実施員の選出に関する規則 P218
- 9 **評価事業基本規則** P219 ~ 228
- 10 **薬学教育評価 実施規則** P229~233
- 11 評価手数料に関する規則 P234
- 12 評価に関する用語集 P235~237

「基礎資料」の作成

基礎資料:「自己点検・評価書」の定量的資料となるもの。

基礎資料1	学年別授業科目	基礎資料10	専任教員の担当授業科目および時間数
基礎資料2	修学状況	基礎資料11	卒論研究の配属状況
基礎資料3	モデル・コアカリキュラム SBOsとの対応	基礎資料12	講義室等の数と面積
基礎資料4	カリキュラム・マップ	基礎資料13	学生閲覧室の規模
基礎資料5	語学教育の要素	基礎資料14	図書、資料の所蔵数等
基礎資料6	実務実習事前学習スケジュール	基礎資料15	専任教員の教育・研究業績
基礎資料7	学生受入状況	<div style="border: 1px solid black; padding: 10px; display: inline-block;"> <p>「自己点検・評価書」 25部 + 「基礎資料」 25部 } 調書</p> </div>	
基礎資料8	教員・事務職員数		
基礎資料9	専任教員年齢構成		

赤字は提出部数

エビデンスのない取組は 評価できない

「添付資料」

「自己点検・評価書」の記述内容の
根拠となる資料8部提出

様式2 提出資料一覧 P 54

「添付資料」の作成

添付資料:「自己点検・評価書」の記述内容の根拠となる資料

＜必ず提出する資料＞

資料番号	必ず提出を要する資料	提出対象年度	提出部数
1	薬学部パンフレット	自己・点検評価対象年度	8
2	学生便覧		8
3	履修要綱		8
4	科目選択の指導のため、3、5以外で学生に配布している資料		8
5	シラバス (オンラインのみで提示している場合はハードコピーで提出)		8
6	時間割表 (1年分)		8
7	入学志望者に配布した学生募集要項		8

様式2 提出資料一覧 P54

評価チーム報告書案

教育研究上の目的

様式16-1

1 教育研究上の目的

【基準 1-1】

薬学教育プログラムにおける教育研究上の目的が、大学または学部の理念ならびに薬剤師養成教育に課せられた基本的な使命を踏まえて設定され、公表されていること。

『中項目』の評定 評定(A B C D)

概評

「長所」: 特記すべき事項

「助言」: 指摘しアドバイスすべき事項

「改善すべき点」: 義務として改善を求める事項

「質問」: 資料の不明点、疑問点

「訪問調査」: 訪問時、閲覧を希望する資料等

訪問調査への対応

目的： 教育活動の実際を確認し、書面調査による評価の確実性を期するために実施する。また、質問事項に対する回答を**確認**する。学長・学部長との面談により、大学の特色や教育研究上の将来に向けての方策を確認する。

時期： **10月中**のいずれか**2日間**で実施、日程は**5月中旬**から大学および評価実施員との間で調整（事務局）

- 実施内容：
- ① 大学関係者との意見交換
 - ② 施設・設備の見学
 - ③ 実務実習（外部施設も含む）および授業参観
 - ④ 若手教員との意見交換
 - ⑤ 学生との面談
 - ⑥ 資料の閲覧

訪問調査時のスケジュール(例示)

様式6

	時間	内容	会場
1 日目	9:00	機構側出席者の到着	控室 (〇号講義室)
	9:05~9:30 (25分)	①評価者事前打合せ	控室 (〇号講義室)
	9:30~11:30 (120分)	②資料 (試験問題・答案等) の閲覧	控室 (〇号講義室)
	11:30~12:30 (60分)	昼食 (機構出席者のみで)	控室 (〇号講義室)
	12:30~14:30 (120分)	③大学関係者との意見交換	〇〇会議室
	14:30~14:40 (10分)	休憩	控室 (〇号講義室)
	14:40~16:10 (90分)	④施設見学および授業参観	
	16:10~17:10 (60分)	⑤若手教員との意見交換	〇〇会議室
	17:10	1日目終了	

	時 間	内 容	会 場
2 日 目	9:00	機構側出席の到着	控室（〇号講義室）
	9:05～9:30 (25分)	①評価者事前打合せ	控室（〇号講義室）
	9:30～11:30 (120分)	②資料（試験問題・答案等）の閲覧	控室（〇号講義室）
	11:30～12:30 (60分)	③学生との面談	〇〇会議室
	12:30～13:30 (60分)	昼食（機構出席者のみで）	控室（〇号講義室）
	13:30～15:30 (120分)	④大学関係者との意見交換	〇〇会議室
	15:30～15:40 (10分)	⑤謝辞と今後の予定について	〇〇会議室
	15:40～15:45 (10分)	休憩	控室（〇号講義室）
	15:45～16:45 (60分)	⑤評価者打ち合わせ	控室（〇号講義室）
	16:45	訪問調査終了・解散	

訪問時に閲覧を求める資料－1

平成29年度に評価を受ける大学の場合

	訪問時に閲覧を求める資料・データ等	対象年度 (平成省略)
1	教授会・各種主要委員会の議事録等	28年度
2	入試問題	29年度入試用
3	入試面接実施要綱	29年度入試用
4	入試結果一覧表（個人成績を含む）	28, 29年度入試
5	授業レジュメ・授業で配付した資料・教材※(1)	28年度
6	実務実習の実施に必要な書類（守秘義務誓約書、健診受診記録、実習受入先・学生配属リスト、受入施設との契約書など）	28年度
7	追・再度試験を含む定期試験問題、答案、点数分布表	27、28年度、 29年度前期

訪問時に閲覧を求める資料－2

8	科目毎の成績分布表	27、28年度 29年度前期
9	成績評価の根拠の分かる項目別配点表	28年度
10	学士課程修了認定に関する資料	28年度
11	学生授業評価アンケートの集計結果	27、28年度
12	教職員の研修（FD・SD）の実施にかかる記録・資料	27、28年度
13	教員による担当科目の授業の自己点検報告書	28年度
14	評価対象年度の全ての卒業生の卒業論文	28年度

薬学教育評価機構の評価における訪問調査の際の 追・再度試験を含む定期試験の問題と答案および 成績記録の取扱について 【資料4】

- 1 訪問調査時に閲覧する試験問題および答案の対象は、原則として講義科目に属する**全科目**とする。
ただし、演習あるいは実習科目であっても筆記試験が実施され、その結果がその科目の評価に際して5割以上の割合で考慮するとされている場合には保管の対象とする。
なお、教養科目および全学共通科目については各大学の定めるところによる。

- 2 訪問調査時に閲覧する問題および答案は、**自己点検・評価対象年度およびその前年度の前・後期、さらに評価実施年度の前期分とする。**ただし、遡って他の年度の問題・答案の提示を求めることもある。
- 3 全ての科目の試験得点分布表(ヒストグラム)を必要とする。
- 4 答案は、成績評価の付されたものであること。
コピーでも電子データでもよい。
- 5 学期中の小テストやレポートも成績評価の対象としている場合、説明責任の点からそれらの保管が奨励されるが、義務づけるものではない。

訪問時に閲覧を要する試験問題・答案および成績記録については、訪問前にご連絡します。

評価報告書(委員会案)・原案

様式17

I. 総合判定の結果

評価の結果、貴大学は本機構の評価基準に照らし、
「適合・評価継続・不適合」と認定する。

認定の期間は平成◇◇(20△▽)年3月31日までとする。

II. 総評

(1) 教育研究上の目的達成への姿勢

(2) 自己点検・評価について

(3) 長所の伸長と問題点の改善に向けての取り組み

III. 「中項目」ごとの概評

長所、問題点を要約した内容

IV. 大学への提言

(1) 「長所」

(2) 助言

(3) 改善すべき点

(2)(3)への対応 様式11 P146～148 および P31～33 参照

「評価報告書(委員会案)」 に対する意見申立

様式10

申請大学は、「評価報告書(委員会案)」を検討するとき、
下記の①・②の点に留意し、確認する。

① 固有名詞などの誤記・誤字

② 記述されている数値・データなどに事実誤認がないか。

申請大学の検討の結果

意見申立書(様式10 P144~)にその旨を記述し、機構へ送付。

申立てられた意見の採否について

採否は、評価委員会で検討、当該申請大学には意見申立てに
対する回答書を送付。



「評価報告書原案」
「評価報告書」

評価委員会
総合評価評議会

評価の結果

総合判定

「評価基準」の13の『中項目』

- ・総合的に適合水準に達している場合
→「**適合**」
- ・一部に問題があった場合（適合水準に達していない『中項目』があった場合）
→**判定を保留し、評価を継続**
- ・薬学教育プログラムとして非常に重大な問題があった場合
→「**不適合**」

「評価の結果」への対応

- 1) 総合的に「適合」と判定された大学が、評価結果において「**改善すべき点**」を付された場合、当該大学は指定された期限(3年以内)までに「**改善報告書**」を機構に提出。
- 2) 「改善すべき点」は、大学評価後、その問題事項について**改善・改革の努力を促すための提言**である。したがって、**改善報告書は、当該事項に対する改善状況を根拠となる資料を添えて報告**。
- 3) 当該大学から提出された「改善報告書」は、評価委員会で検討し、その結果を総合評価評議会がとりまとめ、**公表**する。

再評価・追評価

1) **再評価**：評価が継続の場合

再評価の対象項目：**適合水準に達していない**と判定された『中項目』に限定

2) **追評価**：「不適合」の場合

追評価の対象項目：**非常に重大な問題があると**判定された『中項目』に限定

----- **再評価・追評価** -----

3) 「**適合**」認定：対象となった『中項目』の実施状況が総合的に適合水準に達している。

4) 「**不適合**」認定：対象となった『中項目』の実施状況が総合的に適合水準に達していない。

評価結果の公表

- ①薬学教育プログラムの総合評価の結果は、『中項目』ごとの評価結果とともに**評価報告書**をもって公表します。
- ②評価報告書は、大学ごとに作成し、その設置者および申請者に提供するとともに、**印刷物の刊行およびウェブサイト** (<http://www.jabpe.or.jp>)への掲載等により公表します。
- ③評価結果の公表にあわせて、評価の透明性および客観性を確保するため、各大学から提出された「自己点検・評価書」、「基礎資料」をウェブサイト(同上)に掲載します。

(大学の自己点検・評価において根拠として別添で提出された資料・データ等を除く。)
- ④文部科学省および厚生労働省への評価結果の報告は、評価報告書の送付をもって行います。

スケジュール(1)

(1) 事前説明会の実施

- ・開催予定日：平成28年1月18日・22日・25日

(2) 調書(自己点検・評価書と基礎資料)の**草案**および添付資料の提出

- ・提出期限：**平成29年3月15日(水) 必着**

(3) 調書および添付資料等の提出

- ・提出期限：**平成29年5月10日(水) 必着**

(4) 評価手数料

- ・評価手数料の締切：**7月末日**(遅延の場合は、事務局に相談)

(5) 本機構からの「評価チーム報告書案」の送付

- ・送付予定日：**平成29年7月31日(月)**

スケジュール(2)

(6) 「評価チーム報告書案に対する確認および質問事項への回答」を提出

・提出期限: **平成29年8月21日(月)必着**

(7) 訪問調査の実施

・訪問予定日: **平成29年10月中**

(8) 「評価報告書(委員会案)」送付

・送付予定日: **平成30年1月上旬**

・意見申立書の提出期限: **平成30年1月22日(月)必着**

(9) 理事長名で申請大学へ「評価報告書」を送付

・送付予定日: **平成30年3月上旬**

(10) 機構のウェブサイト上に結果を公表 年度内

